富山県農林水産部所管建設工事に係る余裕期間制度（フレックス方式）試行要領

（趣旨）

第１条　この要領は、富山県農林水産部の所管に係る建設工事において、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、全体工期の範囲内で受注者が工事の始期及び終期を設定することができる余裕期間制度（以下「フレックス方式」という。）の試行に関し、農林水産部所管建設工事事務取扱要領（以下「事務取扱要領」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要領で使用する用語は、事務取扱要領で使用する用語の例による。

２　前項に定めるもののほか、この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　工事の始期　実際に現場において工事に着手する日をいう。

(2)　工事の終期　工事の完成期限をいう。

(3)　余裕期間　受注者が労働力及び建設資機材を計画的に確保するための期間で、契約締結日の翌日から工事の始期の前日までをいう。

(4)　実工期　実際に工事を施工するための期間で、工事の始期から工事の終期まで（工事に係る準備期間と後片付け期間を含む。）をいう。

(5)　全体工期　余裕期間と実工期とを合計した期間をいう。

（対象工事）

第３条　フレックス方式の試行対象となる工事は、次に該当する工事で、かつ、出先機関の長（本庁においては、事業主管課長）が必要と認めるものとする。ただし、設計変更又は工事中止による工期の大幅な変更等が予想される工事、緊急性のある工事、その他フレックス方式によることが適当でないと認める工事については、この限りでない。

(1)　余裕期間を設定しても、工事目的物の供用開始に影響を及ぼさない工事で、かつ災害復旧工事ではないもの。

（工事の始期及び終期）

第４条　工事の始期は、契約締結日の翌日から90日以内とする。

２　発注者は、工事の始期の期限及び工事の終期の期限をあらかじめ定め、公告時にこれらを入札参加者に対し、明示するものとする。

３　受注者は、契約締結日の翌日から工事の始期の期限までの間で、休日（富山県の休日を定める条例（平成元年富山県条例第1号）第1条第1項に規定する休日をいう。以下同じ。）を除く任意の日を工事の始期として設定することができる。

４　受注者は、工事の終期の期限までの間で、休日を除く任意の日を工事の終期として設定することができる。

５　受注者は、第３項及び前項の規定により工事の始期及び終期を定める場合は、契約締結前に工事の始終期通知書（様式第108号）を発注者に提出しなければならない。

（工事の始期前の取扱い）

第５条　受注者は、余裕期間の間は、工事（現場事務所の設置、測量、工場製作（施設

機械工事等共通仕様書に基づいて実施するもの)、資機材の工事現場への搬入、仮設物の設置等の準備工事を含む。）に着手してはならない。ただし、下請との契約、作業員・建設資機材等の確保（現場への搬入を除く）並びに関係機関への協議文書等の提出など（以下「準備等」という。）は、この限りでない。

２　余裕期間の間に行う前項の準備等は、受注者の責任において行うものとする。

３　受注者は、余裕期間の間は、現場代理人及び主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。

（契約関係の取扱い）

第６条　フレックス方式を実施する場合における発注者と受注者の契約関係の取扱いについては、次のとおりとする。

(1)　工事請負契約書（様式第9号の4又は様式第9号の5）に記載する工期は、全体工期及び実工期とする。

(2)　受注者は、事務取扱要領の規定にかかわらず、工事の始期に工事着手届（様式第43号）を発注者に提出するものとする。

(3)　受注者は、富山県建設工事標準請負契約約款（以下「契約約款」という。）の規定にかかわらず、工事の始期に工程表（様式第45号）を提出するものとする。この場合において、工程表には余裕期間を明示することとする。

(4)　受注者は、事務取扱要領の規定にかかわらず、工事の始期に現場代理人等届（様式第46号の１の①又は様式第46号の１の②）を発注者に提出するものとする。

(5)　受注者は、特別仕様書に基づき、工事の始期後14日以内に施工計画書を発注者に提出するものとする。

(6)　受注者は、特別仕様書に基づき、受注時のコリンズ（ＣＯＲＩＮＳ）への登録については、工事の始期後10日（休日を除く。）以内に登録するものとする。

(7)　受注者は、工事の始期以後より前払金の支払いを発注者に請求することができる。ただし、当該工事を実施した年度内に前払金を支払わない工事については、この限りでない。

(8)　受注者は、余裕期間内において下請負契約を締結するときは、契約約款の規定にかかわらず、工事の始期に施工体制台帳（様式第50号）の写し、工事作業所災害防止協議会兼施工体系図（様式第51号）の写し及び、施工体制台帳等の写しの提出について（様式第50号の２）を提出するものとする。

(9)　既契約工事と近接して試行工事を受注し、かつ既契約工事の工期と試行工事の実工期が重複する場合には、そのことが確定した時点をもって、受注した全工事の設計額の合計額により定まる率によって算定した諸経費等から、既契約工事にかかる諸経費等を控除した額をもって、試行工事の請負額を速やかに再積算し、変更するものとする。（なお、既契約工事の工期と試行工事の余裕期間の重複については、近接工事扱いとしない。）

(10)　契約保証の期間は、契約締結日から全体工期の末日までとする。

(11)　受注者は、特別仕様書に基づき、工事の始期後速やかに、建設業退職金共済制度掛金収納届出書を発注者に提出するものとする。

（事務処理要領）

第７条　事務手続については、次のとおりとする。なお、別添「余裕期間制度（フレックス方式）試行対象工事における事務手続きフロー」も参考にすること。

(1)　手続１（設計書作成担当者）

①　「工事施行伺」及び「金抜き設計書」の余白に「余裕期間制度（フレックス方式）試行対象工事」と朱書きで明示すること。

②　特記仕様書には次のとおり記載すること。

第○条　余裕期間制度（フレックス方式）対象工事

１　本工事は、円滑な工事施工体制の確保を図るため、全体工期の範囲内で受注者が工事の始期及び終期を設定することができる工事であり、富山県農林水産部所管建設工事に係る余裕期間制度（フレックス方式）試行要領に基づき実施するものとする。

２　工事の始期の期限は、契約締結日の翌日から90日以内の平成○年○月○日、工事の終期の期限は、平成○年○月○日とする。

３　受注者は、工事始期後14日以内に施工計画書を発注者に提出するものとする。

４　受注者は、受注時のコリンズ（ＣＯＲＩＮＳ）への登録については、工事の始期後10日（休日を除く。）以内に登録するものとする。

５　受注者は、工事の始期後に速やかに、建設業退職金共済制度掛金収納届出書を発注者に提出するものとする。

６　その他この特記仕様書に記載のないことについては、富山県農林水産部所管建設工事に係る余裕期間制度（フレックス方式）実施要領によるものとする。

第○条　近接して工事を発注する場合の取扱いについて

富山県が先行発注した下記の工事（以下「現工事」という。）の受注者が、現工事の工事完成日までにこの工事についても受注し、かつ現工事の工期とこの工事の実工期が重複する場合には、そのことが確定した時点をもって、受注した全工事の設計額の合計額により定まる率によって算定した諸経費等から、現工事にかかる諸経費等を控除した額をもって速やかに再積算し、変更するものとする。（なお、現工事の工期とこの工事の余裕期間の重複については、近接工事扱いとしない。）

工事番号　□□□□□□□□　工事名　○○○○○○○○工事

(2)　手続２（入札公告作成担当者）

条件付き一般競争入札の個別公告に次のとおり記載すること。

１　入札に付する事項	
工期 （本工事は余裕期間制度（フレックス方式）（注）対象工事である。）	契約を締結した日の翌日から平成○年○月○日まで ただし、本工事は余裕期間制度（フレックス方式）対象工事のため、次に記載した工事の始期の期限及び工事の終期の期限の間で、受注者は工事の始期及び終期を設定（※）することができる。 工事の始期の期限：契約締結日の翌日から90日以内の平成○年○月○日まで 工事の終期の期限：平成○年○月○日まで (※) 受注者が工事の始期及び終期を設定する場合、契約締結前に工事の始終期通知書（様式第108号）により工事の始期及び終期を担当部署に通知すること。なお、工事の始期及び工事の終期は、土曜日、日曜日、休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除くものとする。
その他	余裕期間制度（フレックス方式）対象工事の実施にあたり、この公告に記載のないことは、富山県農林水産部所管建設工事に係る余裕期間制度（フレックス方式）試行要領及び特別仕様書による。 また、契約額については、富山県が先行発注した下記の工事（以下「現工事という。）の受注者が、現工事の工事完成日までにこの工事についても受注し、かつ現工事の工期とこの工事の実工期が重複する場合には、そのことが確定した時点をもって、受注した全工事の設計額の合計額により定まる率によって算定した諸経費等から、現工事にかかる諸経費等を控除した額をもって速やかに再積算し、変更するものとする。（なお、現工事の工期とこの工事の余裕期間の重複については、近接工事扱いとしない。） 工事番号　□□□□□□□□　工事名　○○○○○○○○工事

（注）　余裕期間制度（フレックス方式）とは、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、全体工期の範囲内で受注者が工事の始期及び終期を設定することができる制度をいう。全体工期とは余裕期間と実工期とを合計した期間をいう。余裕期間とは、受注者が労働力及び建設資機材の確保を計画的に行うための期間で、契約締結日の翌日から工事の始期の前日までをいう。実工期とは、実際に工事を施工するために必要な期間で、工事の始期から工事の終期まで（工事に係る準備期間と後片付け期間を含む）をいう。

余裕期間の間は、工事（現場事務所の設置、測量、工場製作（施設機械工事等共通仕様書に基づいて実施するもの）、資機材の工事現場への搬入、仮設物の設置等の準備工事を含む。）に着手してはならない。ただし、下請との契約、作業員・建設資機材の確保（現場への搬入を除く）並びに関係機関への協議文書等の提出など（以下「準備等」という。）は、この限りでない。この期間内に行う準備等は受注者の責任において行うものとする。

余裕期間の間は、現場代理人及び主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。

(3)　手続３（受注者）

フレックス方式を実施する受注者は、契約締結前に工事の始終期通知書（様式第108号）により工事の始期及び終期を発注者に通知するものとする。

(4)　手続４（入札契約事務担当者）

ア　工事の始終期通知書（様式第108号）に記載された工事の始期及び終期が、特別仕様書に明示した工事の始期及び終期の期限内であることを確認し、契約書を作成するものとする。

イ　受注者の設定した工事の終期が工事施行伺の工期末と異なっている場合は、契約時に事業管理システムの工期末を受注者が指定した工事の終期に変更入力するものとする。

(5)　手続５（受注者）

ア　受注者は、工事の始期に工事着手届（様式第43号）を提出するものとする。

イ　受注者は、工事の始期に工程表（様式第45号）を提出するものとする。この場合において、工程表には余裕期間を明示することとする。

ウ　受注者は、工事の始期に現場代理人等届（様式第46号の１の①又は様式第46号の１の②）を提出するものとする。

エ　受注者は、工事の始期後14日以内に施工計画書を提出するものとする。

オ　受注者は、受注時のコリンズ（ＣＯＲＩＮＳ）への登録について、工事の始期後、10日（休日を除く。）以内に登録するものとする。

カ　受注者は、工事の始期後速やかに、建設業退職金共済制度掛金収納届出書を提出するものとする。

キ　受注者は、余裕期間内において下請負契約を締結するときは、工事の始期に施工体制台帳（様式第50号）の写し、工事作業所災害防止協議会兼施工体系図（様式第51号）の写し及び、施工体制台帳等の写しの提出について（様式第50号の２）を提出するものとする。

ク　受注者は、始期以後より前払金の支払いを発注者に請求することができる。ただし、当該年度の支払いを行わない工事については、この限りでない。

(6)　手続６（前払金事務担当者）

前払金事務担当者は、事業管理システムの着工年月日の入力欄に、工事着手届に記載された着手年月日を工事の始期として入力するものとする。

(7)　手続７（完成検査員）

完成検査員は、前払金の支払いがない場合、事業管理システムの着工年月日の入力欄に、工事着手届に記載された着手年月日を工事の始期として入力するものとする。

（経費の負担）

第８条　フレックス方式の実施により増加する経費は、受注者の負担とする。

附　則

この要領は、平成29年11月15日から施行し、同日以後の所長決裁にかかる工事から適用する。

余裕期間制度（フレックス方式）試行対象工事における事務手続きフロー
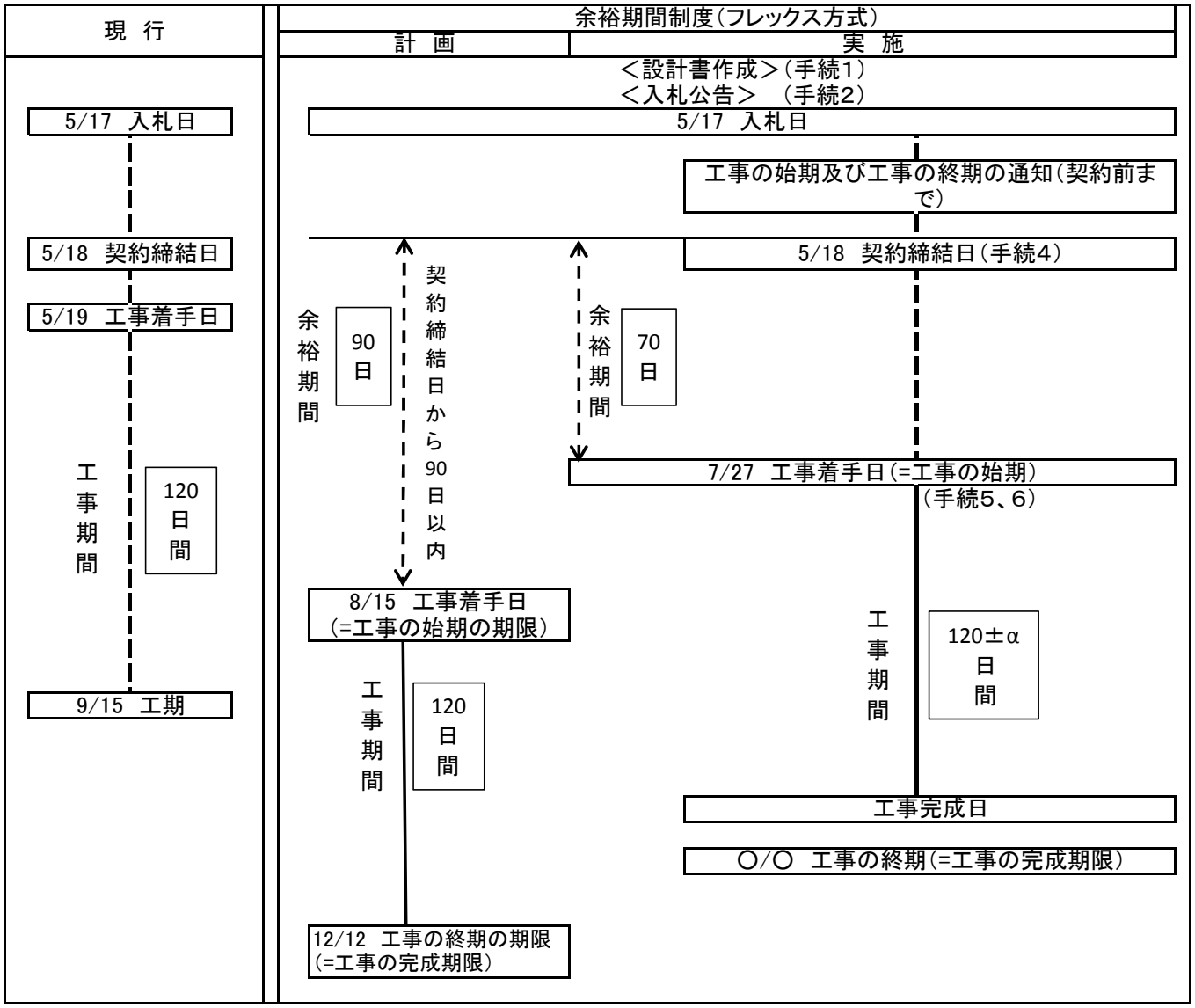
（事例）入札日が5月17日、工期日数が120日で、計画の余裕期間が90日、実施の余裕期間が70日の場合である。